



仲裁等の行為が行われておつたのであり、十月二十六日以前に依頼を受けた事件を処理できるだけで、その後新たな依頼を受けることはできない状態となつております。一方海軍関係の取引につきましては、法制が突進界に即應して、ないうらみも強く、商慣習のごときも、特殊なものがあります上に、國際性を有し、現行民事訴訟法の認める仲裁制度を初めとし、裁判所外で、必ずしも法規に拘泥しない事件の解決方法がきわめて重要であります。中でも海軍関係各方面の考えを総合的に代表し得るような、公益法人の行うものが最も権威あるものとされておるのであります。

この法律案は、以上のごとき経緯と要請に基くものでありまして、海運に關する團體が、海軍仲裁等を行うことを事業目的に加える場合の認可制を確立し、かつ、附則の規定をもつて、この法律による認可を受けた團體は、当該行為を行う限度において、事業者團體法の適用除外團體となるように、同法の適用除外團體に關する規定を改正するものであります。これにより海運に關する團體は、その事業目的に海軍仲裁等の行為を行うことを加えることを認められたときは、当該行為を許容せられることとなるのであります。

以上この法律案の経緯及び主目的につき簡単に申し上げたが、会期切迫の折柄ではありますが、よろしく慎重御審議の上、すみやかに、御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

○有田委員長 本案に対する質疑は明らか

日より行うことといたします。

○有田委員長 次は議員並木芳雄君より、食糧輸送の現況について発言したいとの申出がありましたので、これを許可するに御異議ありませんか。

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつて並木君の発言を許します。

○並木芳雄君 お許しを得まして運輸當局に要望とお尋ねをしたいのでございませう。実は今朝の朝日新聞の都下版でございませうけれども、秋田米が腐つて到着した、こういう記事が載つておるのでございませう。これは簡単な記事でございますから読んでいただくと思ひますのでお聞き取り願ひたいと思ひます。「秋田米三十俵腐つて到着、貨車にこぼれ残つた米品が」と、秋田縣米内澤駅から八王子駅に去る二十日届いた政府配給用保管米二車、三百五十俵のうち下積み三十俵が灰色にかわつておるので、八王子食糧事務所が検査したところ、貨車にこぼれていた米品の粉がついて腐つたものとわかつた。八王子市署は大事な食糧輸送の車に、そのようなものが残つておるまま積み込むのは不注意だと、二十二日八王子駅を通じ発車に注意を出すとともに、同駅貨物係に、食糧関係の輸送貨車は今後衛生に十分留意するよう、これは関係各方面へも伝えてほしいと望んだ。こういう記事でございます。私の方へも新聞社の方から電話がかかりまして、これは事実起つたことであるから、國會の運輸委員会の方々にぜひこれを伝えて、取調べをしていただきたいということであつたのです。この

ていなくも、事柄は小さいものでありますけれども、こういうことがあつたらぬと願ひます。大事な食糧輸送については非常な影響があると思ひます。三十俵でも、小さな村の一日分の食糧にも足りるものであります。最近のようになつてまいり、配給が多くて、少しでも米がほしいというわれわれ國民の氣持の上からも、こつたつたつたの大事な米が、しかも勤勞感謝祭と申しますか、新穀感謝祭の前後の日取りに到着したものが腐つておる。こういうことで地元の人々が非常に残念がつかつておる。また憤慨しておるのであります。そこでまずこの実情をお取調べ願ひまして、そうしてこれに對して當局としてぜひ善処していただきたい。同時に私もこの機会にお伺ひしたいのは、食糧の輸送状況について、大体こういうロスというか、ダメージと申しますか、こういうものはどのくらい出るものでございませうか。また出た場合に、そういうものに対して、當局としてどういふものか。これがもし國民の貨物であるならば、相當な賠償と申す。そういうものも請求されるのであります。それが、國家であつておる食糧で、それをまた國鉄が輸送しておるというところで、一般國民に直接損害とか何とかいふものが響いて來ないからあるために、あるいははやむやみになつておる。そういうことを限らないと思ひます。そういう点を考へまして、ぜひひとつこの機会に御説明いただきませう。ことに最近國鉄に對する國有

か、民營かの問題が、かなり大きく取

上げられておまして、こういうもの

に對しては、これは一つの重要な参考資料になると思ひます。お忙しいところをなほは恐縮でございますが、御答弁をお願いいたします。

○小澤國務大臣 並木君にお答しいたします。ただいまお示しの新聞紙掲載の事案は、実は私も今朝新聞紙で拜見いたしましたので、これはたいへんだというので、係官に至急に詳細の事情を調べるように頼んで來たのであります。いまだその詳細な報告に接していませんが、お話の通り、輸送が不完全なために、このような重大な食糧の、しかも米三十俵が腐敗するといふようなことのあることは、断じて慎まなければならぬのであります。私もといたしましては、至急詳細なこれに關する報告を聴取すると同時に、そのした不始末がいかなる原因でできたかといふことを突き詰めて、その原因の起る前の原因も調査し、再びこのやうなことがないように、適當な処置を講じたいと思つておられます。なお事案の詳細な原因等につきましては、後刻本委員会に書面、もしくは適當な時期に口頭をもつて御報告、御回答を申し上げたいと存じておるのであります。

それから一般の食糧輸送の問題でございます。これは、もし鐵道の過失もしくは故意によつて損害を生じた場合におきましては、もちろんその額、すなわち損害の発生した額に應じて、損害賠償の責任を負つておるのであります。従つてこの額といふものは、相當の多き上つておるのであります。が、御承知のように現在、物の不足な時世におきましては、幾ら金で賠償を受け

ましても、この物價の變動のほげしい場合に、國民諸君といたしましては、實際の賠償を受けるのが一年先といふやうな状態に置かれては、非常に困るのであります。

○委員長退席、前田(郁)委員長代理(理席)

從つて賠償するといふなにかかわらぬ、賠償は賠償として最後手段であつて、この賠償金をできるだけ拂わずに落させるように、換言しますれば、ただいま申し上げました通り、輸送によつて一般輸送物資が毀損したり、あるいは喪失するといふやうなことに對しては、特に留意いたす所存でありますから、この点どうぞ御了承願ひたいと存じます。

○前田(郁)委員長代理 それではこれより日本國有鐵道法案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。有田次郎君。

○有田委員 日本國有鐵道法案は、先般來の大臣の御答弁によりますと、鐵道總局がつくりそのまゝパブリック・コーポレーションの形をとつて來たものであるがどうかであります。私もまたそういう見解をとつておるのであります。しかも仄聞するところによりますと、今日鐵道總局におきましては、以前運輸次官をしておつた者とか、あるいは鐵道總局長官をやつておつたやうな者の、ボス的な存在が非常に強いといふことをわれわれは聞いておるのであります。しかもそれらの者が人事その他の権限に對して大きな發言権を持つておつて、そうして政務次官、大臣はまつたく浮き上つておるというやうなことすら仄聞するので

あります。

あります。かようなボスの存在があるところの鉄道総局、これがペブリック・コーポレーションになることによつて、ますますその色彩が大きくなり、しかもそれに対する政党内閣の監督の目がだん／＼届かなくなる。しかもこの監理委員会、あるいは總裁といふように、屋上屋を重ねて、こいつた機構になることによつて、ますますボスの温床になる可能性が非常に多い、私はかような見解をとるものであります。おそらく大臣はそんなものはないといふふうに御答弁になるかもしれないけれども、私どもの聞く範囲内においては、そういう者が依然として大きな力を持つて、しかも鉄道総局の人事に対して大きな発言権を持つてゐる。またその後最近で済ましたところの鉄道審議会というやうなものも審議におきましても、御用審議会であるかの観がある。私は先般私鉄の拂下げのことにつきましても、総務局の総務課長のところへ、第二國會の請願の方で、すでに國會の意思、衆議院の意思といふものはある程度決定しておるから、この際國會の意思に反するやうな決議事項をしないやうにという申出をしていただいたにもかかわらず、審議会では——これも御用審議会であるかどうか知りませんが、——

第二國會において本委員会を採択になりましたと反対の意思表示をする。こゝういふやうなことになるのでありますが、聞にそれが出ているのでありますが、さういふやうな行方、あるいは近きまた陸運監理局において、運送店の問題について同じく委員会のようなものができると聞くが、これまた官僚と手を握つて、官僚のまつた御用委員会ができて

るやうな状態にある。そういうやうな傾向がだん／＼濃厚になつて來てゐる折柄、現在の政府提出の法案によつて、はたして民主的なものができるかどうか。この制度によつて大臣がはつきりさういふたものに対して監督できるかどうか、この点をひとつ大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○小澤國務大臣 御指摘のいろいろな諸例は、必ずしも否定できる問題ばかりでなくして、ある程度肯定しなければならぬ問題がたくさんあると思つてあります。しかしボスに支配されて鉄道省内の人事が左右せられるやうなことは、結論においては大臣の政治力が足らぬといふことに、半面から見ればなるのでありまして、私が政治力が強いといふことは申し上げませんけれども、過去においてはどういふことがあつたか知りませんが、現段階におきましては、さうしたボスによつて私の考えが中止されたり、あるいは変更されたりするといふ事実はないつもりでありますし、またあるいは、まだ日が短かいから、このボスというものがまだ手を伸ばさないで、今後手を伸ばすかもしれないけれども、もし伸ばすやうなことがありませんと、委員長との協力を得ながら、極力これに反抗するつもりでありますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

監督といふものが、さう激減するものではないと存じます。ことにこの監理委員会といふものがありまして、運輸大臣が監督し、片方に監理的立場をとつた監理委員会も監視して、その總裁の職務をある程度指導あるいは統制といふやうなことをしますならば、一方民主的な業務の運営ができると同時に、從來大臣一人で監督をしておつたのを、さうした民主的な委員が選ばれて、ある程度届かないところを補うといふやうな形にもなると存じますので、機構を改革したために、ただちに弊害が多くなるやうなことは、一應考えられないのであります。しかし大体の例は、先ほどお話のように、從來の運輸省に対する欠陥あるいはその行き方を御注意されたのでありまして、これと同じやうな弊害はやはり伴うのではないかと、これが予測できるのであります。われ／＼は今申し上げたやうな線で、極力この弊害を是正しながら、國有鉄道の円滑なる、しかも能率的な運行をやつて行きたいと考えております。

○有田委員 大臣の御答弁を承つて、はなはだ意を強くするのであります。たとえば私の聞くところによりますと、一度大臣をやると、一生涯パスが出る。こゝういふやうな鉄道獨特のやり方については、私も非常に遺憾に思つております。従つてこれは大臣だけでなく、他の者についても、こゝういふやうな切符の発行のやり方をやつておるのではないかと。たとえば以前鉄道次官をやつておつた、あるいは以前局長官をやつておつたといふやうな者に対しては、一生涯鉄道のパスをやるといふやうなことになるのでないか。

○小澤國務大臣 パスの発行方法につきましては、以前から一べん大臣になると一生涯パスがもらえる、かようなことをわれ／＼は承つておるのであります。これは旧憲法下の考え方であつて、新憲法下の民主的な今日において、大臣になつた者が、いつまでも永久にその特権を持つといふことは許されないのである、かような見解を私はとるのであります。一べん大臣になつた者はいつまでもパスをもらつて、さういふやうな慣例について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○小澤國務大臣 今有田委員が言つたやうに——私はまだ承つたことがないから、存じませんが、とにかく運輸大臣を一日でもやれば、パスが一生涯もらえるといふやうなことは聞いておられます。しかし、どういふわけですらうした制度ができたかということについては、検討いたしておりませんが、そのよつて來た当時の模様から、

また現在の状況を調べながら、適當なこれに対する私の決意を断行したいと思つておられます。

○有田委員 大臣の御所見で、大體のところ了承したのであります。要は今日、一べん大臣になつた者が永久にももらえるといふやうな、さういふ考え方がいけないのであつて、どうか小澤運輸大臣の手によつて、大臣になつた者であるが、何であるが、とにかくそんなことによらないで行くべきである。さういふ官僚から切符を頂戴するといふやうなところから、政党内閣から押えられるやうな結果を招來するのであります。従つてひとつ厳然としてさういふものはもらわれないやうにしていただきたい。大臣になつた者は切符をもらつていふやうな慣例から、鉄道総局の先輩各位が、ボスのなにもなるのであつて、どうか大臣におかれては、十分ひとつ御調査願ひまして、さういふ封建的なものは、鉄道が

この際ペブリック・コーポレーションにならうとしておるの際におきまして、封建的なものは全部一掃して、さうして新しい憲法下における日本國有鉄道としての発足に当られんことをお願いする次第であります。

さらに、この法案によつて問題になるのは、運輸省の建物であります。この法案のまま行きますと、あの建物は日本國有鉄道に移るのであります。他の鉄道局の建物とか、その他の建物は別でありますけれども、現在の運輸省の建物といふものは、單に鉄道総局のみでなく、あるいは大臣官房、あるいはまた陸運監理局、あるいは海運總局、それ／＼のお役所がその





大臣の認可があれば、重要な財産の譲渡、交換、担保ができることになる。現在の取扱いは一應別個に考えるべきだと思えます。具体的にどういふことがいふこととはわからないうと申されたが、それは二項の「前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大蔵大臣にはかつて定めらる」この点は、あくまでも国会の承認が必要であるという建前ならば、これは存置する必要はないじやないか、ここに書いてあることはその必要がないじやないかと感じます。

○小澤國務大臣 お話の点は、たしか成田委員から、今の有田委員と同じような御質疑があつたように記憶しております。そのときの態度と現在と私は少しもかわつていないつもりでおりますが、具体的にどういふ表現をしたかは記憶しておりませんけれども、少くとも私の頭はあの当時と今とかわつておりません。従つて私は今具体的の問題になつておる戦争中に買収した二十何個線かの路線がございまして、この路線を民間人から拂い下げるといふ運動が盛んに行われておつて、この問題は重要だから鉄道審議会に諮問しております。それは幸か不幸か、反対であるという答申が来ておりますけれども、しかしもしもこれを拂い下げるといふことに決定する場合は、やはり国会にこれを提案する考えでございませう。従つて條文のつくり方をどうするかということは別問題であります。少くとも考え方が言つて、成田委員と有田委員にお答えしたことは、いづれもかわつていないので、條文がどうなつていふと、こういふ大きな問題は運輸大臣と大蔵大臣と相談してやれ

ば、予算が出るからいいじやないかということは、ある程度国会を無視するものであつて、私もといたしましては、やはりこの予算の承諾があるからいいじやないかといふことではなく、こういふような御質疑を拂い下げるかどうか、値段はどうかといふようなことを、当然国会の承認を求めながら決定することが至当であると考えております。しかしながらこれをどう考へて、どう持つて行くかといふことについては、まだ詳細な検討を続けておりますから、その問題については強い反対、賛成の意見は申し上げません。

○成田委員 ただいまの問題に関連いたしまして、重要な財産の譲渡だけではなしに、普通株式会社なんかも重要な財産の譲渡、譲り受けについて株主総会の議決を要するということになつておりますので、五十三條の一号に「鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受」といふことがございまして、この「他の運輸事業の譲受」といふものにつぎまじても、同じような御考慮を願いたいと思ひます。

○小澤國務大臣 まつたく賛成であります。

○原(彪)委員 ただいま大臣から私設鉄道の拂下げに関する御答申がありましたが、私は非常に意外に思つておりますのは、つい二、三日前に、鉄道審議会において私設鉄道の拂下げに反対の結論が出たといふことをラジオで放送されたわけですが、私はそれを聞いて非常に驚いたわけですが、少くともラジオで放送するといふことは一つの政治行動でありますし、全國民津々浦々にそれを知らせるということでありませう。運輸大臣の諮問機関であるべきそのもの

が、一つの政治活動をつたつたという形に——そういう意思があつたか否かは別ですが、そういう形になつたと私は解釈するのでございませう。そうすると国会のこのわれ／＼の委員会に対して、この前も高瀬君が言われたのだけれども、何だか目の上のたんこぶ式なものになるような気がすると思ひます。それで今後のこの審議会の運営について、率直に申せばこれは大臣の諮問機関ですから、あまり外部に漏れぬようにおやりになるかどうか。

それからもう一つは、私鉄の拂下げの問題を、審議会ができてからわずかの三月か四月で結論を出すというのには、あまりに軽率過ぎはしないかと思ひます。それ／＼エキスパートの方はかりおられますけれども、われ／＼も第一国会からここで二年、この問題にたいしての委員の方は重大な関心を持たれて、調査もし、またわれ／＼委員は夏休み中全部私設鉄道を視察いたしまして、そして地元労働組合にも会いまして、それから沿線の市町村長にも会いまして、いろいろ世論を聞いておるのですが、私は審議会が实地に視察したといふことを聞かないのであります。しかもわずか三月でそういう結論をお出しになるというのには、あまりに軽率過ぎはしないかと考へます。しかも世論を聞いたといふのは、私には一部の筋違ひの方面の世論を聞いておるといふニュースも入つておりますが、一体どういふことについて大臣はどういふふうにお考へになるか、御答弁を賜つたと思ひます。

○小澤國務大臣 お話のように審議会は一つの大臣の諮問機関でございませう。従つて最終的決定をするもので

はありせんから、でき得る限り諮問した結果、たとえば運輸大臣も諮問に應ずることが適當だといふような考へてありませう。運輸省の意思として発表することも、あるいは適當かと存じます。これを審議会で決定をしたからといつて、ただちに新聞に出るといふようなことは、お話のように好ましいことではないと思ひます。従つて私はこれを新聞紙に発表した事実

は毛頭ありません。また発表するようには努力したことも全然ありません。今後どういふことにつきましても、やはりお示しの線に沿つてやつて行きたいと思ひます。それから審議会の結論であります。ちやうど木曜日でしたか、何でも夜遅くなつて、この審議会の委員の方から、どういふ答申をしたからといふような御説明を簡単に受けてまして、反対だといふ結論は聞いたのであります。その理由もまだ実は私は聞いておりません。そして私はこの問題についてはいろいろな意味で重大に扱つておるので、その結論は

どうであつたにしても、必ずしもこれに拘束されるものでもないのですから、自分は自分として再検討してみたいといふような意向を申してわかれました。それから後に、おそらく拂下げ運動の会社の者だろつと思ひます。三、四人私の部屋に入つて來まして、実は今日やつたが、審議会の決議にはわれ／＼は反対だと言ふ。私は同じ委員だと思ひまして、これは採決したので、あなた方は反対で、片方は賛成だと言ふが、賛成の結果だけが報告されたので、あなた方は反対ですかと聞いた。そうじやない、私も利害関係人として呼び出されま

して、ただいま審議会できまつた結論の申渡しがあつたのだといふ話がありませう。私は率直に、審議会といふものは一つの諮問機関でありまして、従つてただちにこれに運輸大臣は拘束を受けるものではありませんから、運輸大臣は運輸大臣として慎重にこの問題を考慮してもいい再諮問——といふすか、そういう方法があるかどうか、私にはわかりませんが、するやうな場合が考へられる。従つてただちにこの問題についてあなた方が今どういふことになつても、われ／＼としてはなおさら慎重にこの問題を考へるつもりだから、こつて、おわかれしたような次第で、こつ率直に申し上げれば、私の氣持は大體想像できるのじやないかと思ひます。今御注意の点は、どこまでもこういう審議会は審議会として進めて行きたいと思ひます。

○有田委員長 この際委員長として大臣にお伺ひしたいと思ひます。ただいま私が御質問申し上げた中にもこの意見が盛つてありませう。しかも私は委員長になりましたときに、委員長個人の立場において、総務局長の所に参りまして、前国会の委員会で請願が採択されたといふ問題であるだけに、この鉄道拂下げの問題については、一、二日のうちに審議会が開かれるやうであるが、それについては慎重にやつて結論をとつて、かえつて国会と対立するやうなことがないやうにといふことを、委員長として申し傳えておいたのであります。しかるに今日こつていふことがラジオに放送され、しかも本日新聞にこれがれ／＼しく載つたといふことについては、少くとも責任をもつてこの点は取扱つていただき

て、ただいま審議会できまつた結論の申渡しがあつたのだといふ話がありませう。私は率直に、審議会といふものは一つの諮問機関でありまして、従つてただちにこれに運輸大臣は拘束を受けるものではありませんから、運輸大臣は運輸大臣として慎重にこの問題を考慮してもいい再諮問——といふすか、そういう方法があるかどうか、私にはわかりませんが、するやうな場合が考へられる。従つてただちにこの問題についてあなた方が今どういふことになつても、われ／＼としてはなおさら慎重にこの問題を考へるつもりだから、こつて、おわかれしたような次第で、こつ率直に申し上げれば、私の氣持は大體想像できるのじやないかと思ひます。今御注意の点は、どこまでもこういう審議会は審議会として進めて行きたいと思ひます。

○有田委員長 この際委員長として大臣にお伺ひしたいと思ひます。ただいま私が御質問申し上げた中にもこの意見が盛つてありませう。しかも私は委員長になりましたときに、委員長個人の立場において、総務局長の所に参りまして、前国会の委員会で請願が採択されたといふ問題であるだけに、この鉄道拂下げの問題については、一、二日のうちに審議会が開かれるやうであるが、それについては慎重にやつて結論をとつて、かえつて国会と対立するやうなことがないやうにといふことを、委員長として申し傳えておいたのであります。しかるに今日こつていふことがラジオに放送され、しかも本日新聞にこれがれ／＼しく載つたといふことについては、少くとも責任をもつてこの点は取扱つていただき

たい。しかもこの問題は、私の聞くと  
ころによりますと、利権が伴うとい  
うようなことさえ鉄道総局の一部の人  
から聞いて一いかに委員各位の中か  
らそういう疑獄的なものが起るかもし  
れないという話すら私は委員長  
として承つて、はなはだ遺憾に思つて  
いるのであります。私は前国会では運  
輸委員をいたしておりませんから、こ  
の鉄道拂下げの法案については詳しい  
事情は存じませんが、前国会の委員会  
においてこの請願が採択され、しかも  
今日鉄道が非常に赤字であるというよ  
うな建前から行きましても、私は委員  
長個人としてこの法案に賛成いたして  
おり、もちろん私はこの問題につい  
て疑獄的なことは絶対にないのであり  
ます。こういう点からいつて政党と官  
僚というものがこの問題をめぐつて非  
常に不愉快なものがある。しかも委員  
長として正式に、もちろん委員長個人  
ではあります、私が正式に申入れを  
しているにもかかわらず、逆にこういう  
事態を招来したということは私として  
は非常に遺憾であります。大臣におか  
れましては、あるいは鉄道審議会とい  
うものが不満足であるというなら、こ  
れをなくしてもいい。そのためにかえつて  
いろいろの疑獄を招くというやうな結果  
ならば、これをなくしてもいい。ある  
いはまたこれを存続するならば、そ  
ういふ御用的なものでなく、もつと民主  
的なほんとうの鉄道審議会というもの  
にこれを切りかえるというやうなこ  
とにされてはどうかと思ひますが、これ  
に対して大臣の意見をお伺いしたいと  
思ひます。

○小澤國務大臣 この審議会の問題に

ついていろいろお話があります、  
私はこの審議会を今陸することは考  
えておりません。なぜかといへば、こ  
ういふ大きな問題は、できるだけ多く  
の人が検討し、多くの人がこれに對して  
注意をしまして、そうした結論を総合  
的に判断して、最後に運輸大臣として  
の決定をすべきものだと思うのであり  
ます。しかし今委員長がお話のよう  
に、この審議会の委員自身が利権の對  
象となるとか、利権に關係したとい  
うやうなことが、これはうわさであり  
ましようけれども、あるといひます  
れば、その点だけを強調すればよろし  
いのであつて、そうした一つの事例が  
あつたからといつて、審議会の本来の  
目的を全部ごちやにするといふこと  
は、私は考えておりません。いわんや  
この審議会は、運輸大臣の意思を拘束す  
るものではないと思ひます。いわゆる諮  
問機関でありまして、いろいろな角度  
から大いに諮問をしまして、いろい  
ろ知識の総合に對して最後の判断をす  
ることが、むしろ適当だと考へてお  
りますから、ただちに審議会を廃そうと  
は考へていないのであります。ただ御  
指摘のやうに、もしこの委員会の構成  
分子、あるいは委員に、お話のやうな  
ことがありますれば、これに對しては  
断固としてその非難を排除するやうな  
強力な力を注げばいいと思ひるのであ  
ります。何回も申し上げます通り、こ  
の問題は非常に大きな問題であります。  
結論からいへば、いわゆる國營か  
民營かという問題にまで行かなければ  
ならぬ問題でありまして、私はただち  
にこの審議会の決定がいよいよ悪  
いものだと結論に達する時期に至  
つておらぬことをむしる遺憾といひし

ますが、今後あらゆる面からこの問題  
を検討いたしまして、なおこの委員会  
の皆さんの御意見等も参考にしながら  
、最後の決心をいたしたいと考へて  
おります。

○有田委員長 もう一度大臣にお伺  
したいのであります、委員と申しま  
したの審議会の委員ではなくて、こ  
の運輸委員会の委員のことを申すので  
あります。この運輸委員会が第二國會  
において鉄道拂下げについて請願を採  
択した。そのことについて、あなたも  
そこに疑獄的なものがあるといふや  
うな口吻が、一部官僚の中にあるよう  
に私は承つたのであります。しかも石炭  
の疑獄あるいは昭和電工の疑獄の問題  
がやかましく言われておる折から、こ  
の鉄道拂下げ法案についていかに本  
委員会に屬しておられる委員が、そ  
ういつた疑いの目をもつて官僚の諸君か  
ら見られるといふことを、委員長とし  
て非常に遺憾に思つております。さ  
らにまた先刻も申しましたやうに、す  
でに第二國會で本委員会の意見がある  
程度決定されておる。従つて審議会の  
運営についても、十分注意してもらい  
たいといふことを申し上げておるにも  
かかわらず、こゝろいふやうな結果と  
してラジオに発表され、新聞に発表され  
たといふことを、私は非常に遺憾に思  
つておるのであります。もちろん鉄道  
審議会をなくするとかなくさないとか  
いふ点につきましては、おのずから別  
個の問題でありますけれども、官僚が  
鉄道審議会を利用して自分の野望を達  
するやうなこゝろのないやうに、官僚が  
審議会を利用して國會に對するとか、そ  
ういふ感情のもつれにならないやう  
に、運営に對して十分な御注意を賜わ

りたいと思ひます。

ただいま閣議が始まつて大臣の出席  
を内閣が要望しておりますので、何か  
他に大臣に御質疑はございせんか。

○成田委員 十二條の監理委員の欠格  
條項であります、この欠格條項は、  
役員員についても適用されておるので  
ありましようか。その三項の三号に  
「地方公共團體の職員の職員」といふこ  
とがあつておるのであります。一方  
國家公務員法を見ますと、「公選によ  
る公職の候補者となることができな  
い。」といふことになつておるので  
す。そうしますと反對に解釈します  
と、國家公務員法では、現在の議員は  
さしつかえないといふ解釈ができる  
と思つておるやうな感じがしますが、  
これは現在の議員もだめだといふやうな  
規定になつておるらしいのでありま  
す。その点均衡を失するやうに感ず  
るのであります。

○小澤國務大臣 ちよつと研究してお  
りませぬから、あとで政府委員からお  
答えいたさせます。

○成田委員 第二條の公法人の問題で  
ございしますが、この前私質問をいた  
しまして、運輸大臣、法制局長官、法務  
總裁から御答弁があつたのですが、ち  
よつと了承できなかったものでありま  
す。ところがこの前の公聴会に田中二  
郎東大教授が來られて、行政法の  
權威ですが、この方が日本國有鐵道を  
公法人にするといふのは意味がない、  
何のためにこゝろいふ條文を感つたのか  
わからぬといふ公選があつたのであ  
ります。これは意味がないどころじゃ  
なしに、政府当局は公法上の法人であ  
るといふことを建前にして、労働者の  
罷業権を剝奪し、労働基準法第三十三

條の例外規定を設けておるといふこと  
になつておるので、非常に意味がある  
のだといふことを申し上げたい。田中  
二郎教授の考へ方としては、公法上の  
法人とするのは意味がないと言われ  
る、私たちはこれは意味がないどころ  
じゃない、悪用されるおそれがある  
といふことを申し上げたのですが、こ  
の第二條は削除なさる御意思があるか  
どうかといふことをお尋ねいたします。

○小澤國務大臣 成田委員から公法人  
といふお話が再三出たのですが、成田  
委員が考へられている公法人といふよ  
うなもの、私の考へておる公法人  
と、どこか食い違ひがあるやうに思  
つておる。どうもはつきりしない点があ  
るのじやないかと思ひます。私のは古  
い方ですから、あまり参考にならない  
かと思ひますが、私が法律的に意識して  
おる公法人は、大体行政上の觀念であ  
る。この行政上の觀念で實際の最も  
よい例は市町村である。こゝろいふ頭で  
おります。さらに私法上の法人とし  
て、公益上の法人と營利上の法人とに  
わけれる。片方は問題ないのですが、公  
法人といふものの中には、市町村のよ  
うなものもあれば、それから特殊な、  
理論的には合わぬいわゆる特殊公法人  
といふやうなものもある。私はこの行  
政上の公法人の中で、ただいまのよう  
な法案の法人はいわゆる特殊の公法人  
であつて、これは行政法上、あるいは  
各國の法令等を參照してはあまり参考  
にならない公法人である。そこに特殊の法  
人といふことがあるのであつて、そ  
ういふ意味から、行政法上の公法人に對  
する理論を正しく適用することが、無  
理だといふやうな場合が始終あるのじ  
やないかと思つております。そこで

特殊法人ということになるのであつて、この法律の内容を有する特殊な公益法人だというような議論としてはあまりよい議論ではないのですが、特殊法人という公法人というものと、普通の行政法上の公法人ということに概念を置きまして、それ以外に目的を達するために、各国でも例のないような、あるいは日本でもいまだかつて例のないような公法人が、この法律によつて生み出されて来る。そういうものを全部集めたものがいわゆる特殊公法人であつて、極端な例を示す法人であると。今までの公法人の理論を持つて来ると、何もかもぶつかつてしまふ。そこに特殊公法人というようなものがあるのだと考へておるのであります。これは必ずしもそういうものがよいと思ふわけでもないが、私は私の常識的な考へで、そう考へております。

○成田委員 特殊の公法人を法律で御設定なされて一向さしつかえないのですが、私が問題にしておるのは、公企業の労働関係法並びに本法の第三十三條で罷業権を剝奪したり、労働基準法の例外規定を設けてゐる。その根拠として最初事業の実態が公益性があるのだから、そういう例外規定を設けたという御説明があつたが、いろいろ他の例を申し上げますと、單なる事業の実態でなしに、公法人であるから、こういう例外規定を設けたのだという御説明があつた。この二つの面から罷業権の剝奪なり、労働基準法の例外規定を設けたというのである。それなら、一つの例として特殊の法人を設けて、わざ／＼罷業権を剝奪したり、労働基準法の例外規定を設けたら、労働基準法を設けたら、有善じやないかという解釈を持つておるのであります。

○小澤國務大臣 それと結びつけますと、私はこの公共企業体という問題について、仕事、内容から見た公共性というものが一つと、それから形而上から見た公共性というものと、この二つが両方そろつたものに対してのみ、今公共企業体労働関係法を適用するのだ。そこでそれと公共企業体という特殊な形というものはどうかといへば、今申しました行政法上から言うならば、特殊公法人。特殊公法人のどれかということになりますと、私は俗にいう國家公務員にはあらずとも、準公務員がその仕事を直接やるような形態の公共性のものに適用するのであつて、その他公團とか何とかいうようなものでやはり公務員に準じて刑法、民法その他の法令の適用のあるものもあります。また政府が間接に責任のあるものもあります。そういうものがあります。私が問題にしておるのは、一つは準々公務員だ。國家公務員というものは、はつきりしたものがあつてゐる。その中に準公務員というものがあつて、準々公務員ができて、これは準公務員にだけ適用するのだ。準公務員とは何かといふと、さしあたり日本國有鉄道法と專賣公社法によつたいわゆる準公務員の形を有するこの二つしかないのだ。それ以外に準々公務員の形態を有するものはあるけれども、準公務員として見るものは、この二つしかないという議論なんです。これは私自身の考へ方であつて、それでは何かからそういう議論をとつたかと言われると、どこからもとつていない。しかしこの法案の真づ

けの理論をどこから持つて来るかという御質問のようであるから、私独自の理論をここで申し上げたわけですが、必ずしもこれに固執するわけではないのであります。

○成田委員 第五條の資本金の問題であります。この前に資本金をどのくらいにされるかと聞きましたら、今のところわからないという政府委員の答弁だつた。現在もまだどの程度の資本金にするかおわかりにならないのであります。それからもう一つは、この條文を見ますと「資産の價額に相当する額とし、政府が、全額出資するもの」といふので、一應政府が金銭の形で全額出資して、國有鉄道が日本政府から資産を買収するといふような形になると考へますが、現物出資でないような感じがするのであります。はたして現物出資か、それとも一應金銭出資をされて、適当な價格で政府が買入れるか。それをひとつ伺いたい。

○小澤國務大臣 第五條の問題を理論的に言つて、こゝまた理論としてはほんとうは説明できないのであります。要するに先ほどの理論から言つた、準公務員の形成する公共企業体に対して、この内容をどうするかといふと、出資面については、あるいは資本金については、もう現在と少しもかわらないのだ。今の鐵道局そのまゝ行くのだという文章の表し方でありまして、この言葉それ自体には大して意味はないので、要するに現在鐵道特別會計に属する資産、あるいはマイナスの一切のものがこの公共企業体に移るのだという表現の方法であります。一般の会社の出資あるいは資産といふような考へ方での御質問でありますけれども、それでも、そういうふうにと持つて行くと非常にあてはまらないのであります。現在の鐵道特別會計に属する一切の資産をそのままここにやるのだといふ表現の仕方が、こういうような言葉になつておるのであります。従つて具體的な全額出資とか、あるいは相當する額とか、こういう言葉はあまり意味がなくて、そのまま一銭も残らずやるのだという考へ方でも法律を出したのであります。その字句等につきましては、趣旨はかわらぬのですから、御意見によつて適當な、實際と違わぬような字句で表現されることありますれば、あえてわれ／＼としてこれに固執するわけではないのであります。

○成田委員 私が疑問を持ちましたのは、日本專賣公社法の第四條と、この國有鐵道法第五條と、表現方法が違ふ。專賣公社法第四條は「現物出資のやうな気がするのであります。鐵道國有法第五條はそれが逆のやうな表現になつておる。それで御質問申し上げたのであります。御趣旨はわかりました。大体資本金はどれくらいにされるか、まだ御算定つきませんでございませうか。

○加賀山政府委員 この資産を出すにつきましては、やはりこの法律が施行される時期で資産が相當かかつて来るのじやないかと思つて、諸般の情勢がかわるといふことは、物價とか、あるいは評價はどういふところに基準を置くかといふことから定まつて来る問題であります。現在ではそういうものをどういふ方式で見積るか、採算するかどうかといふことまで政府としては決定しておらぬのであります。従つて今出しますと、今出した額とは相當違つた結果があるいは生ずるのではないかと、ということが予想されるのであります。従つてただ現在の段階で、まだそういう一定の方針をなしにして、率直に財産、資材關係をこゝで皆様に御報告しますれば、この通りだといふやうな――その次に行つてかわつても關係のない、責任のない――といふと、語弊がありますが、そういう趣旨のものでありますれば、すぐできますけれども、この公共企業体が実施された場合に、ただちにこの資産になるのだといふことになると、まだそこまで政府の方で進んでおられませんので、ちよつと出しかねる。でありますから、そういうことはどうでもよいのだ、今現在どうなんものがあるのか、見たいのだという趣旨でありますなら、むしろこの資産といふのじやなくて、特別會計の資産状況として出しますれば、すなわちそれが個々の財産になるのでありますから、この企業体の出資額といふやうな意味でなくして、特別會計における資産一覽表といふやうなものをお目にかけて御参考にするといふことならば、すぐできるのであります。

○成田委員 私が御開きしてゐるのは、國有鐵道として一つの法人になりますれば、利益損失を計算するわけですが、そうしますと、資本金といふものは利益なり損失の大きな基準になるのでありますから、具體的に幾らといふのではなく、大体の方針として、三月三十一日現在で……。今大臣のお話では、物價その他を考慮しなければ





能を同時に果すものとして監理委員会  
がございまして、監事は置かれてな  
い。こういう実情でございまして。但し  
御質問の理事の任期については、政府

として関係省が集まつて、理事の任期  
をいかにするやとということの議論は  
いたしておりません。

(前田(都)委員長代理退席、委員  
長着席)  
○有田委員長 速記をとめて。  
(速記中止)

○有田委員長 それでは速記を始めて  
ください。  
他に御質問はありませんか。——な  
ければ明二十五日午後一時より開会す

ることとし、本日はこれをもつて散会  
いたします。  
午後三時二十八分散会

〔第四号参照〕

昭和二十二年十一月二十日

正誤

日本国有鉄道法案中

- 一頁 九行 「第五十六條——第六十二條」は「第五十六條——第六十三條」の誤。
- 二頁 七行 「日本国有鉄道は」は「日本国有鉄道は、」の誤。
- 三頁 六行 「一般の委託によりは」一般の委託により、」の誤。
- 四頁 二行 「日本国有鉄道の資本金は、昭和二十四年」は「日本国有鉄道の資本金は、別  
に法律で定めるところにより、昭和二十四年」の誤。
- 四頁 六行 「これに準ずる」は「これらに準ずる」の、」日本国有鉄道に対しては」は「日本  
国有鉄道に対しては、」の誤。
- 四頁 七行 「鉱産税、電気ガス税、」は「鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税」の誤。
- 四頁 一〇行 「政令の定めるところにより」は「政令の定めるところにより、」の誤。
- 五頁 八行 「監理委員会は」は「監理委員会は、」の誤。
- 五頁 一一行 「当然就任する委員」は「当然就任する特別委員」の誤。
- 六頁 二行 「あらかじめ、」は「予め、」の誤。
- 六頁 五行 「智識」は「知識」の誤。
- 八頁 四行 「同意を得て」は「同意を得て、」の誤。
- 八頁 二行 「出席者の過半数をもつて決する。」は「出席者の過半数をもつて決する。但  
し、第十一條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わること  
ができない。」の誤。
- 一〇頁 四行 「監理委員会の委員」は「監理委員会の特別委員」の誤。
- 一一頁 四行 「おのおの」は「各々」の誤。
- 一一頁 九行 「認める場合」は「認める場合、」の誤。
- 一一頁 一〇行 「同意を得て」は「同意を得て、」の誤。
- 一二頁 二行 「認める場合」は「認める場合、」の誤。
- 一二頁 三行 「同意を得て」は「同意を得て、」の誤。
- 一二頁 六行 「役員は、他の職業に従事することができない。」は「役員は、営利を目的と  
する団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」の誤。
- 一二頁 八行 「日本国有鉄道と、」は「日本国有鉄道と」の、」これらの者は」は「これらの者  
は、」の誤。
- 一二頁 九行 「これら代表権」は「これらの代表権」の誤。
- 一三頁 一行 「職員のうちから」は「職員のうちから、」の、」一部に關し、」は「一部に關し」  
の誤。

一三頁

四行 五行は次のようになるべきの誤。

「第二十六條 この法律において日本国有鉄道の職員とは、公共企業体労働  
関係法(昭和二十三年法律第 号)第二條第二項に規定する者をいう。」

一四頁 六行 「該当する者は」は「該当する者は、」の誤。  
三行 四行は次のようになるべきの誤。

「第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反し  
て、降職され、又は免職されることがない。」

一四頁 一〇行 一行は次のようになるべきの誤。  
「第三十條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、  
休職にされることがない。」

一五頁 一行 「故障のため、」は「故障のため」の誤。  
一五頁 九行 「職員が、」は「職員が」の誤。

一六頁 七行 「定むる」は「定める」の誤。

一六頁 九行 「公共企業体労働関係法(昭和 年法律第 号)」は「公共企業体労働関係  
法」の誤。

一六頁 一〇行 「従事する者については」は「従事する者については、」の誤。  
一七頁 三行 「その勤務時間」は「その職員をして、勤務時間」の誤。

一七頁 五行 「事故の」は「事故が」の誤。  
一七頁 七行 「三 列車(自動車、船舶を含む。)(が)遅延したとき。」となるべきの誤。

一七頁 八行は削るべきの誤。  
一八頁 二行は次のようになるべきの誤。

「第三十五條 日本国有鉄道の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働  
関係法の定めるところによる。」

一八頁 八行 「この法律に基く政令に定める」は「この法律に基く政令若しくは省令に定め  
る」の誤。

一八頁 一一行及び一九頁 一一行

「但し、財政法、会計法及び国有財産法の規定は、国有鉄道事業特別会計法  
の規定によつて制限される。国有鉄道事業特別会計法は、將來にわたつて効  
力を繼續し、修正又は廃止されるまで日本国有鉄道に適用されるものとす  
る。」は削るべきの誤。

二二頁 一行 「毎事業年度」は「事業年度」の誤。  
二二頁 二行 「一月以内、」は「一月以内」の誤。

二二頁 四行 「交付する。」は「交付することができる」の誤。

二二頁 五行 「日本國有鉄道は、日本國有鉄道は、」の場合を除き、「」の場合を除き、「」の誤。  
二三頁 八行 「認可を受けて」は「認可を受けて、」の誤。  
二三頁 二行及び二四頁一行は次のようになるべきの誤。

「第四十七條 日本國有鉄道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。」

二四頁 二行 三行は削るべきの誤。  
二四頁 四行 「3」は「2」の、「政令の定めるところは」法律又は政令の定めるところの、「支出金」は「債務」の誤。

二四頁 一〇行 「受けなければ」は「受けなければ、」の誤。  
二四頁 一一行 「交換し」は「交換し、」の誤。

二五頁 四行 「第一項の規定は」第一項又は第三項の規定の誤。  
二六頁 五行 「増進するため、」は「増進するため」の誤。

二六頁 六行 「命令をなすこと、」は「命令をすること」の誤。  
二六頁 九行の前の見出しとして「(罰則)」が入るべきの誤。

二六頁 一一行 「本法」は「この法律」の誤。  
二七頁 二行 「怠り」は「怠り、」の誤。

二七頁 四行 「怠り」は「怠り、」の誤。  
二九頁 一行 「各省各縣」とあるのは、「」は「各省各縣」とあるのは「」は「各省各縣の長」とあるのは、「」は「各省各縣の長」とあるのは「」の誤。

二九頁 二行 「國庫」とあるのは、「」は「國庫」とあるのは「」の誤。  
二九頁 三行 「政府を代表する者」とあるのは、「」は「政府を代表する者」とあるのは「」の誤。

二九頁 五行 「共済組合は」は「共済組合は、」の誤。  
二九頁 八行 「國庫は」は「國庫は、」の、「対し」は「対し、」の誤。

三〇頁 一行 「使用されるもの」は「使用される者」の誤。  
三〇頁 三行 「職員は」は「職員は、」の、「使用されるもの」は「使用される者」の誤。

三〇頁 四行 「この場合において」は「この場合において、」の誤。  
三一頁 一行 「使用されるもの」は「使用される者」の誤。  
三一頁 四行の次に條文として次の一條が入るべきの誤。

(他の法令の適用)

第六十三條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)電氣事業法(昭和六年法律第六十一号)土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令(國の利害に係る訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)を除く。)の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鉄道を國と、日本國有鉄道總裁を主務大臣とみなす。」

三二頁 一一行 「引き継ぎの」は「引継の」の誤。  
三三頁 一行 「別に政令をもつて」は「別に法律又は政令をもつて」の誤。

昭和二十三年十一月二十七日

正誤

日本國有鉄道法案印刷物中  
一三頁 六行 「第一号から第四号までの各号の」に「第三号」の誤。